

企業結合における会計処理のあり方

— 我が国の会計処理手法に関して —

M041814 山内 聡

1. はじめに

近年、企業結合会計に関して世界各国でめまぐるしい議論がなされた。その中心的な論点は、企業結合の際の会計処理手法についてであった。従来、企業結合の際の会計処理手法としては、1970年にFASBが公表したAPB意見書第16号に基づいて、パーチェス法と持分プーリング法が結合の経済的実態に応じて使い分けられてきた。しかし、2001年に公表されたSFAS 141号によって、持分プーリング法は全面的に禁止され、会計処理手法がパーチェス法に一元化されたのである。IASBもこのFASBの新しい基準に倣ってIFRS 3号を2004年に公表するなど、今世界の潮流はパーチェス法一元化へと動いている。

そのような状況をうけて、これまで企業結合に関して包括的な会計基準を持たなかった我が国においても企業結合に係る会計基準の設定が急がれることとなり、2003年10月に企業会計審議会から「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」が公表される運びとなった。この中で、我が国においては、持分プーリング法の適用を大幅に制限するという条件のもとで、パーチェス法と持分プーリング法の併存を認めることとした。

2. 問題意識

我が国において、世界的な流れに逆らってまで持分プーリング法は残すべきだったのか。これが問題意識である。

3. 研究目的と研究方法

本稿では、まず世界の潮流がパーチェス法一元化へと移行した背景を探り、次に、我が国がその動きに反してパーチェス法と持分プーリング法の併存を認める基準を設定した背景を探る。その論理と背景の比較から、我が国においての企業結合に係る会計処理手法のあり方を導き出す。

これを明らかにすることで、今後の我が国の基準設定に際しての基本姿勢となるものを示すことができると考える。

4. 結論

FASBやIASBの採ったパーチェス法の一元化には国際的な収斂を重視するという根拠があり、我が国の採ったパーチェス法と持分プーリング法の併存には経

済的実態を重視するという根拠がある。このように、パーチェス法の一元化にも、パーチェス法と持分プーリング法の併存にも、理論面において一定の根拠がある。しかし、これらの手法に優劣をつけ、絶対的な答えを出すことは不可能である。どちらを重視するかは立場や考え方によって異なるからである。

しかし、歴史的背景や経済環境から、我が国の企業結合の会計処理手法がどうあるべきかについての足がかりが見出せる。

米国においては、元来、「取得」と「持分の結合」という異なる経済的実態に即した会計処理が採られていた。しかし、企業結合はほぼすべてどちらかの企業の取得であるという考え方が主流であり、企業結合のほとんどはパーチェス法により処理されていた。そのような状況の中で、持分プーリング法の濫用が起こったことなどからパーチェス法への一元化へと移行していった経緯がある。

他方我が国においては、元来、「現物出資説」か「人格合一説」のどちらか一方で合併の本質観を決めようとしていた（多数派は現物出資説）。しかし、どちらか一方だけでは合併の本質は説明できないという考え方が広まった。つまり、最初はパーチェス法のみの一元的な考え方が主流であったが、徐々にパーチェス法と持分プーリング法との併存という考え方に移行していったのである。そのような経緯を1つの背景とし、我が国の経営者の企業結合に対する考え方の中には、「対等合併」というものが根強くあり、実務的には米国よりも持分プーリング法が多用されてきた。

このような歴史的背景や経済環境を鑑みて、我が国における企業結合の会計処理手法には、経済的実態を重視して、パーチェス法と持分プーリング法との併存を認める意義は十分にあると考える。

しかし、取得に比べて持分の結合は稀であるため、持分プーリング法の適用はかなり制限されなければならない。その場合最も重要な事は、持分プーリング法の濫用を防止することであり、パーチェス法と持分プーリング法との識別基準をどのように設定するかである。

そのため、今後の我が国の課題は、現在の識別基準に満足することなく、常に、恣意性の働かない識別基準を模索し続けていかなければならないということである。